

外部相談窓口一覧

文書番号：TS-FORM-26-01-6 | 所管：株式会社 THE SHIP | 対象：全事業所

ご案内

事業所へ申し出る前でも、外部窓口へ相談できます。相談内容によって担当機関が異なります。緊急の危険がある場合は 110 番・119 番を優先してください。

窓口	主な相談内容	電話・受付	公式ページ
山梨県福祉サービス運営適正化委員会	福祉サービスの疑問、不満、要望、苦情。話合いの支援・あっせん等	055-220-3030 平日 8:30～17:15	https://www.y-fukushi.or.jp/renew/consult/steering_committee.html
笛吹市 保健福祉部 障害福祉課	SHIP 笛吹の利用・障害福祉サービス等に関する相談	055-262-1273 市役所業務時間 8:30～17:15	https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/fukushi-somu/shisejoho/soshiki/hokenfukushibu/syougafukusika.html
中央市 福祉部 福祉課	SHIP 中央の利用・障がい福祉等に関する相談	055-274-8544 平日 8:30～17:15	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/fukushi/index.html
山梨県 福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当	指定障害児通所支援事業所等の運営・指導監査に関する相談	055-223-1463	https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/shisetu_syudansidou.html
警察／救急	暴力、脅迫、犯罪、生命・身体への切迫した危険	110／119	

山梨県国民健康保険団体連合会について

山梨県国民健康保険団体連合会の公式案内では、障害福祉に関する問い合わせ先は介護・障害福祉係（055-223-2119）とされています。一方、苦情・相談専用番号として明示されている 055-233-9201 は介護サービス向けです。障害児通所支援の苦情窓口として誤解を招かないよう、本一覧では自治体、山梨県、運営適正化委員会を主要窓口として案内します。

公式：<https://www.ymnkokuhoh.or.jp/inquiry/>

年 1 回の確認欄

確認日	確認者	変更の有無	更新内容
年 月 日		有・無	

根拠・参照資料

- 指定障害児通所支援基準（苦情解決・記録保存）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2618&dataType=0&pageNo=1

- 指定障害児相談支援基準（苦情解決・記録保存）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2666&dataType=0&pageNo=1
- 厚生労働省『社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針』
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8363&dataType=1&pageNo=1
- 山梨県福祉サービス運営適正化委員会
https://www.y-fukushi.or.jp/renew/consult/steering_committee.html
- 山梨県 障害福祉課
<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/>